

東京農業大学校友会中国支部会則

最終改正：2015年12月31日

(名称・事務所)

第1条 本支部は、東京農業大学校友会中国支部（中国では東京農業大学中国校友会とする）と称する。

第2条 本支部の事務所は、原則として支部長の所属機関内に置く。

(目的・事業)

第3条 本支部は東京農業大学校友会の中国支部として、会員相互の親睦を厚くし、会員の社会活動の助長、福祉の向上を図り、合わせて東京農業大学及び短期大学部の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本支部は、前条の目的を達成するため、支部総会とその他必要な事業を行う。

(会員)

第5条 本支部の正会員は、『東京農業大学校友会会則』第6条に定め正会員、準会員資格のいずれかを有するものであって、中国に在住するものをもって当てる。また、校友会の審査を経て海外に在住する農大関係者、或いは中国、海外に在住する日本農業、食品関係者は国籍を問わずに「準会員」になれる。しかし準会員の場合、議決権を有しない。

(会員資格)

第6条 会員は第5条の条件を満たすものが該当して会員になれる。

(役員)

第7条 本支部に次の役員を置く。

支部長1名、副支部長5名、連絡幹事3名、会計2名、監査役5名

第8条

1. 支部長は、会員の直接選挙により支部総会で選任し、会務を統括する。
2. 副支部長は、会員の直接選挙により推薦して支部総会及び支部長の承認を得る。
3. 監査役は、会員の直接選挙により推薦して支部総会の承認を得る。
4. 会計は、会員選挙により支部総会で選任し、会の財務管理を行う。
5. 選出にあたってはなるべく地域別、専門別を考慮するものとする。
6. 副支部長、役員の数、は、会員の数変化によって支部総会の協議により調整する。
7. 補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任期)

第9条

支部長、副支部長、幹事の任期は2年間、選出された日から次期（定期）総会の終了日迄とする。但し、再任は妨げない。

(支部総会)

第10条

支部総会は年に一回開催する。関連事項は出席会員の過半数の承認を経て議決する。なお、必要な場合は臨時支部総会を開くことができる。

(その他)

第11条

本支部の経費は、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。経理上の諸事項は、本会の定款に定められたところに準ずる。

第16条

本支部の会則の変更は、支部総会において出席会員の2/3以上の同意を得ることを要する。

附則（2010年12月中国支部総会決定）

第1条 改定「（中国では東京農業大学中国校友会とする）と称する。」を追加

附則（2015年1月17日中国支部総会決定）

第5条 改正（準会員制度を導入）

附則（2015年12月12日中国支部総会決定）

第5条 改正「また、校友会の審査を経て海外に在住する農大関係者、或いは中国、海外に在住する日本農業、食品関係者は国籍を問わずに「準会員」になれる。」

第7条 改正「本支部に次の役員を置く。支部長1名、副支部長5名、連絡幹事3名、会計2名、監査役5名、役員若干名」

東京農業大学校友会中国支部役員名簿

支 部 長： 曹 斌 （北京市）

副支部長： 黄 金峰（吉林省）
郭 晋萍（山西省）
周 慶荣（福建省）

連絡幹事： 陳 楠 （北京市）

監 查 役： 吳 守蓉（北京市）
包 旭東（北京市）

会 計： 陳 彦 （北京市）

